



池田市公報

第122号

発行所 池田市役所

発行者 池田市長 瀧澤 智子

編集 総合政策部 法制課

令和8年8月1日発行

目 次

条 例

- [池田市市税条例の一部を改正する条例](#)..... 3
- [共同利用施設条例の一部を改正する条例](#)..... 3
- [池田市地域会館条例](#)..... 3
- [職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 9
- [池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 10
- [池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例](#)..... 10
- [池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例](#)..... 11

規 則

- [児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則](#)..... 11
- [池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 11
- [池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則](#)..... 12
- [池田市地域公共交通計画アップデート業務委託事業者選定委員会規則](#)..... 12
- [栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業事業者選定委員会規則](#)..... 13
- [職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 14
- [池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 14
- [池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則](#)..... 14
- [池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 15
- [池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則](#)..... 15
- [池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 15
- [池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 16
- [池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則](#)..... 17
- [池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 17
- [池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 17
- [池田駅南広場指定管理者選定・評価委員会規則](#)..... 18
- [池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則](#)..... 19
- [池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則](#)..... 19
- [池田市官民連携まちなか広場条例の一部の施行期日を定める規則](#)..... 20
- [池田市官民連携まちなか広場条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 20
- [池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則](#)..... 20
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則](#)..... 20
- [池田市地域会館指定管理者選定・評価委員会規則](#)..... 21

市 議 会

- [池田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程](#)..... 22

公平委員会

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 23

教育委員会

- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 24
- 池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則…………… 24

本号には、令和8年4月2日から令和8年7月1日までに公布等をした条例及び規則のほか、市議会の規程並びに公平委員会及び教育委員会の規則を登載しています。

条 例

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月18日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第21号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の2第3項から第6項までの規定中「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」を「2分の1」に改め、同条第7項中「2分の1以上10分の7以下の範囲内において市長が定める割合」を「5分の3」に改め、同条第8項及び第9項中「2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合」を「3分の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

共同利用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第22号

共同利用施設条例の一部を改正する条例

共同利用施設条例（昭和44年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「前項の施設」を「共同利用施設」に改め、同項の表共同利用施設池田市立旭丘会館の項及び共同利用施設池田市立花園会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

池田市地域会館条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第23号

池田市地域会館条例

（設置）

第1条 地域におけるコミュニティの活動及び交流の促進を図り、まちづくりのにぎわいを創出し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、本市に池田市地域会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田市立上池田会館	池田市上池田1丁目9番19号
池田市立城南会館	池田市城南1丁目8番22号
池田市立池田駅前北会館	池田市菅原町3番1―305号
池田市立桃園会館	池田市桃園1丁目9番12号
池田市立桃園南会館	池田市桃園2丁目2番5号
池田市立姫室・室町会館	池田市姫室町3番1号
池田市立池田駅前南会館	池田市呉服町1番1―211号
池田市立呉服会館	池田市呉服町11番1号
池田市立宇保会館	池田市宇保町5番17号
池田市立神田北会館	池田市神田1丁目28番27号
池田市立脇塚会館	池田市神田2丁目18番32号

池田市立早苗の森会館	池田市神田4丁目7番2号
池田市立宮之原会館	池田市神田4丁目10番10号
池田市立住吉会館	池田市住吉2丁目3番24号
池田市立空港会館	池田市空港1丁目11番4号
池田市立豊島北会館	池田市豊島北1丁目7番17号
池田市立石橋北会館	池田市石橋2丁目4番16号
池田市立石橋会館	池田市石橋4丁目6番2号
池田市立井口堂北会館	池田市井口堂1丁目6番4号
池田市立鉢塚会館	池田市鉢塚2丁目8番5号
池田市立秦野会館	池田市旭丘1丁目9番G—101号
池田市立荘園会館	池田市荘園1丁目7番13号
池田市立渋谷会館	池田市渋谷3丁目3番18号
池田市立五月丘会館	池田市五月丘2丁目4番1号
池田市立南畑会館	池田市畑1丁目7番4号
池田市立伏尾台西会館	池田市伏尾台1丁目188番地
池田市立伏尾台中央会館	池田市伏尾台3丁目4番地の3

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 会館（池田市立桃園南会館及び池田市立脇塚会館（以下これらを「直営会館」という。）を除く。次条、第9条第2項及び第10条第4号において同じ。）の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第1から別表第4までに掲げる会館の施設（附則第5項を除き、以下「施設」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 会館の管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用の許可)

第9条 施設を使用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり会館の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第11条 施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第4までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 施設の使用が第10条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 災害その他不可抗力により管理上緊急やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、施設の使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受けた施設を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第15条 使用者は、施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設の使用が終わったとき又は第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又は退去を命ぜられたときは、直ちに施設その他附属設備等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第17条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは施設の使用の許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第15条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(直営会館への準用)

第18条 第9条から第11条まで及び第13条から前条までの規定は、直営会館について準用する。この場合において、第9条第1項中「施設」とあるのは「別表第1に掲げる直営会館の施設（以下「施設」という。）」と、同条、第10条、第13条第1項、第15条及び第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第10条第4号中「会館」とあるのは「直営会館」と、第11条第1項中「別表第1から別表第4までに」とあるのは「別表第1に」と、第13条第1項第2号中「第9条第2項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第9条第2項」と、同項第4号中「第10条各号」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第10条各号」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第16条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第18条において読み替えて準用する第13条第1項」と、前条中「第15条」とあるのは「次条において読み替えて準用する第15条」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(池田市立コミュニティセンター条例及び池田市立石橋会館条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）
- (2) 池田市立石橋会館条例（平成30年池田市条例第39号）

(準備行為)

3 指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。

4 施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第9条から第15条までの規定の例により行うことができる。この場合において、第9条、第10条、第13条第1項及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条中「譲渡し、又は使用の許可を受けた施設を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」と読み替えるものとする。

5 別表第1に掲げる直営会館の施設の使用に係る行為は、施行日前においても、第12条並びに第18条において読み替えて準用

する第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定の例により行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

- 6 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、第35号を削り、第36号を第34号とし、第37号を第35号とし、第38号を第36号とし、同条に次の1号を加える。

(37) 地域会館

(池田市立多世代交流センター条例の一部改正)

- 7 池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項のうち議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例第2条に1号を加える改正規定中「(39)」を「(38)」に改める。

附則第6項のうち池田市暴力団の排除に関する条例別表中23の項を24の項とし、4の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える改正規定中「23の項を24の項」を「22の項を23の項」に、「22の項まで」を「21の項まで」に改める。

(共同利用施設条例の一部改正)

- 8 共同利用施設条例（昭和44年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表を次のように改める。

名称	所在地
共同利用施設池田市立北神田会館	池田市神田2丁目21番28号
共同利用施設池田市立神田会館	池田市神田3丁目5番16号
共同利用施設池田市立河原島会館	池田市神田3丁目5番21号
共同利用施設池田市立中之嶋会館	池田市神田3丁目8番12号
共同利用施設池田市立豊島南会館	池田市豊島南1丁目8番5号

第4条中「（共同利用施設池田市立協塚会館及び共同利用施設池田市立桃園南会館（以下「直営施設」という。）を除く。）」を削る。

第5条中「（直営施設にあっては、市長。第10条及び第11条において同じ。）」を削る。

第10条中「共同利用施設」の次に「（共同利用施設池田市立神田会館及び共同利用施設池田市立豊島南会館の学習室を除く。）」を加える。

(共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例の一部改正)

- 9 共同利用施設の目的外使用に関する使用料条例（昭和60年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

共同利用施設目的外使用料

施設名及び室名		時間区分	午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
共同利用施設池田市立北神田会館、共同利用施設池田市立河原島会館及び共同利用施設池田市立中之嶋会館	小会議室		300円	450円
	休養室		350円	450円
共同利用施設池田市立神田会館	保育室		400円	550円
	大集会室		800円	1,050円
	大集会室（半分）		400円	525円
	休養室		500円	700円
共同利用施設池田市立豊島南会館	保育室		400円	550円
	大集会室		1,200円	1,600円
	大集会室（半分）		600円	800円
	小会議室		300円	450円

	休養室	500円	700円
	料理実習室	300円	400円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
- (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
- (3) 午後① 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後② 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後③ 午後6時から午後8時まで
- (6) 午後④ 午後8時から午後10時まで

2 使用者が市民（池田市みなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号）第2条第2号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

3 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

4 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

（池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正）

10 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表5の項中「池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）」を「池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第23号）」に改め、同表中22の項を削り、23の項を22の項とする。

別表第1（第5条、第11条関係）

会館（池田市立池田駅前北会館、池田市立池田駅前南会館、池田市立石橋会館、池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館を除く。）の使用料の料金区分

施設名 会館名	保育室	大集会室	大集会室 (半分)	小集会室	休養室	料理実習室
池田市立上池田会館	ア	ウ	オ	キ	コ	サ
池田市立城南会館	ア	ウ	オ	キ	コ	—
池田市立桃園会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立桃園南会館	ア	—	—	—	ケ	—
池田市立姫室・室町会館	イ	エ	カ	—	コ	シ
池田市立呉服会館	イ	ウ	オ	ク	ケ	シ
池田市立宇保会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立神田北会館	ア	エ	カ	ク	ケ	—
池田市立脇塚会館	ア	ウ	オ	—	ケ	シ
池田市立早苗の森会館	ア	エ	カ	—	コ	シ
池田市立宮之原会館	—	—	—	ク	ケ	—
池田市立住吉会館	ア	エ	カ	キ	コ	シ
池田市立空港会館	イ	エ	カ	—	コ	サ
池田市立豊島北会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—
池田市立石橋北会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立井口堂北会館	ア	ウ	オ	キ	ケ	サ
池田市立鉢塚会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立秦野会館	イ	ウ	オ	キ	ケ	—

池田市立荘園会館	ア	ウ	オ	—	ケ	—
池田市立渋谷会館	イ	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立五月丘会館	ア	エ	カ	—	ケ	シ
池田市立南畑会館	ア	ウ	オ	キ	ケ	シ

備考 上表に掲げる使用料の料金区分に適用する使用料の額については、付表に定めるとおりとする。

付表

料金区分に係る使用料の額

時間区分 施設名及び料金区分		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
保育室	ア	250円	350円
	イ	400円	550円
大集会室	ウ	800円	1,050円
	エ	1,200円	1,600円
大集会室（半分）	オ	400円	525円
	カ	600円	800円
小集会室	キ	200円	300円
	ク	300円	450円
休養室	ケ	350円	450円
	コ	500円	700円
料理実習室	サ	300円	400円
	シ	450円	600円

備考

- 時間区分は、次のとおりとする。
 - 午前① 午前9時から午前10時30分まで
 - 午前② 午前10時30分から正午まで
 - 午後① 午後1時から午後3時まで
 - 午後② 午後3時から午後5時まで
 - 午後③ 午後6時から午後8時まで
 - 午後④ 午後8時から午後10時まで
- 使用者が市民（池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号）第2条第2号に規定する市民をいう。以下同じ。）以外のものの場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考4に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

別表第2（第5条、第11条関係）

池田市立池田駅前北会館及び池田市立池田駅前南会館の使用料

時間区分 会館名及び施設名		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
池田市立池田駅前北会館	1号室	450円	550円
	2号室	550円	750円
	3号室	600円	850円
	4号室	700円	950円
	5号室	1,500円	2,000円

	5号室（半分）	750円	1,000円
池田市立池田駅前南会館	1号室	600円	800円
	2号室	650円	850円
	3号室	450円	600円
	4号室	2,100円	2,850円
	4号室（半分）	1,050円	1,425円

備考 別表第1付表備考の規定は、この表についても適用する。

別表第3（第5条、第11条関係）

池田市立石橋会館の使用料

時間区分 施設名	午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
和室	600円	800円
大集会室	1,200円	1,600円
大集会室（半分）	600円	800円
小集会室	300円	400円
多目的ホール	600円	800円
調理室	450円	600円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
- (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
- (3) 午後① 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後② 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後③ 午後5時から午後7時まで
- (6) 午後④ 午後7時から午後9時まで

2 別表第1付表備考第2項から第4項までの規定は、この表についても適用する。

別表第4（第5条、第11条関係）

池田市立伏尾台西会館及び池田市立伏尾台中央会館の使用料

時間区分 会館名及び施設名		午前①・午前②	午後①・午後②・ 午後③・午後④
池田市立伏尾台西会館	集会室	600円	800円
	会議室	300円	400円
	和室	300円	400円
池田市立伏尾台中央会館	文庫室・会議室	350円	500円
	和室1	150円	200円
	和室2	200円	300円
	小会議室	150円	200円
	大集会室	1,000円	1,300円
	大集会室（半分）	500円	650円
	料理実習室	350円	500円

備考 別表第1付表備考の規定は、この表についても適用する。

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第24号

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要する職員(」の次に「当該職員であって、池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)第37条の2第1項に規定する府費負担教職員等であるもの及び」を加え、「次項において」を「以下これらを」に改める。

第8条の5第2項中「(昭和32年池田市条例第19号)」を削る。

第9条第5項中「として引き続いた」を「としての引き続いた」に改め、「総称する。)が」の次に「、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員等が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は教育職員であって」を加える。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例(令和2年池田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「地方公務員が」の次に「、本市の業務の必要上、本市と職員以外の地方公務員が在職する団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により、又は職員以外の職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)第2条第1項に規定する教育職員若しくは同項に規定する職員であって」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第5項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項に規定する職員となった者の在職期間について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員であって、引き続き新条例第2条第1項に規定する職員であるものの在職期間については、なお従前の例による。

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第25号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「当該」を「候補とする団体が当該」に、「が指定管理者となる場合」を「であるとき。」に改め、同項第2号中「に定める手続き」を「の規定による手続」に、「決定されなかった場合」を「指定されなかったとき。」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 管理の業務の専門性、特殊性等を勘案し、特定の団体に当該管理の業務を行わせることが適当と認めるとき。

(3) 当該公の施設について、廃止、大規模な改修等を決定した場合(直近の指定の期間の末日から5年(当該期間に相当する年数が5年に満たないときは、当該年数)を超えない日までに廃止、大規模な改修等を行う場合に限る。)であって、現に当該公の施設の指定管理者である団体に引き続き当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

(4) 緊急やむを得ない事由により、公募による指定管理者の選定を行う時間的余裕がないとき。

第6条第2項中「場合に」を「規定による指定について」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「公募に応じようとする団体(以下「応募団体」という。)」とあるのは「候補とする団体」と、同条第3項中「応募団体」とあるのは「候補とする団体」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「、毎年度の開始前(管理の業務が年度の途中から開始される場合にあつては、管理の業務の開始前。第13条第2項第2号において同じ。)」に」を削り、「基づき」の次に「、毎年度」を加える。

第13条第2項第2号中「年度の開始前に」を削り、同項第3号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第26号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（令和8年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を改め、同表の次に1表を加える改正規定中

1時間までごとに60円
1時間までごとに90円

を

「1時間までごとに

100円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第27号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例

池田市ラブホテル建築規制条例（昭和58年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第二種住居地域」の次に「準住居地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第38号

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法による助産・母子保護の実施及び措置保育の費用の徴収に関する規則（昭和60年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（注）第2項及び別表第2（注）第2項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第39号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（その1）から様式第12号（その2）までを次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和8年4月28日から施行する。

池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第40号

池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則（平成25年池田市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に、「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める。

附 則

この規則中別表備考第5項の改正規定（「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める部分に限る。）は公布の日から、その他の規定は令和10年1月1日から施行する。

池田市地域公共交通計画アップデート業務委託事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和8年5月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第41号

池田市地域公共交通計画アップデート業務委託事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担任意務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市地域公共交通計画アップデート業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

（1）地域公共交通計画アップデート業務（多様な移動ニーズへ対応し、及び様々な分野との共創による移動手段を確保するため持続可能な交通ネットワークを構築することを目的として、鉄道、バスその他の公共交通機関及び自転車、次世代モビリティその他の移動手段に関する実態の分析、課題の整理及び施策の検討を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づき令和4年3月に策定した池田市地域公共交通計画を改定する業務をいう。）の実施について提案を行った事業者の適性評価に関すること。

（2）前号の提案の内容の評価に関すること。

（3）第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）池田市地域公共交通会議設置条例（平成30年池田市条例第9号）第1条に規定する池田市地域公共交通会議（次号において「交通会議」という。）の会長

（2）交通会議の副会長

（3）都市再生整備を担当する副市長

（4）総合政策部長

（5）都市整備部長

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長にあつては前条第1項第1号に掲げる者を、副会長にあつては同項第2号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和8年5月1日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第42号

栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担任意務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

(1) 栄本町コミュニティセンター跡地再整備事業（地域住民の日常利用、市民活動、地域交流及び都市活動が共存する公共空間の形成を図るため、既存の建物の減築を前提とした半屋内型の多目的広場の整備に係る設計及び施工を一体的に実施する事業をいう。）について提案を行った事業者の適性評価に関すること。

(2) 前号の提案の内容の評価に関すること。

(3) 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 都市再生整備を担当する副市長

(3) 総合政策部長

(4) 都市整備部長

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

(この規則の失効)

3 この規則は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第43号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第20条第2項中「第15条第3項の」を「第15条第4項に規定する同条第1項各号に掲げる事項を記載した」に、「意見の聴取公示通知書」を「意見の聴取通知書によるものとし、同条第4項に規定する公示事項（次項において「公示事項」という。）が記載された書面は、意見の聴取公示送達書」に、「により行う」を「による」に改め、同条に次の1項を加える。

3 準用行政手続条例第15条第4項（準用行政手続条例第22条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、退職手当管理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

様式第14号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月22日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第44号

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年池田市条例第2号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第45号

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（平成8年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年池田市条例第18号）第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第46号

池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年池田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号ア及び同項第2号ア中「高密度ポリエチレン製」を「ポリエチレン製」に改め、同条第2項中「及びその他」を「その他」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第47号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則

（池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正）

第1条 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

（池田市職員休暇規則の一部改正）

第2条 池田市職員休暇規則（昭和50年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3職務に関し、証人、鑑定人及び参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出る場合の項中「職務に関し」を「職員が裁判員」に、「及び参考人」を「参考人、被害者参加人等」に、「その他の」を「その他」に改め、同表職員が裁判員として裁判所へ出る場合の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第48号

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市民文化会館条例施行規則（昭和49年池田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第6条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。

（1）各月の第2火曜日

（2）12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に会館の開館時間及び休館日を変更することができる。

第8条第1項中「第9条の規定により会館を使用しようとする者」を「第9条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするもの」に改め、同条第2項を削る。

第10条を削る。

第9条中「前条に規定する申請があったときは、これを精査し、管理上必要がある時は、必要な条件を付し」を「、使用許可をしたときは」に、「申請者」を「その使用許可申請をしたもの」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（抽選）

第9条 指定管理者は、抽選又は先着順により使用許可を行うものとする。

2 前項の抽選（以下この条において「抽選」という。）は、各月の初日（当該日が会館の休館日に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い会館の休館日でない日（以下この項において「開館日」という。））（1月にあっては、当該月における第2日目の開館日）に開催する抽選会において、その属する月の6か月（会議室にあっては、3か月）後の月における会館の使用について行うものとする。

3 抽選に参加しようとするものは、その抽選に係る抽選会を開催する日の指定管理者が指定する時間に抽選会の会場において、前条の規定による申請（以下「使用許可申請」という。）をしなければならない。

4 抽選に係る使用許可申請は、1の抽選会において、1団体につき1日まで行うことができる。

5 抽選を引く順番は、他と競合する使用許可申請をしたものを市民等（市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。）と市民等以外に区分し、市民等から来場の先着順によるものとする。

6 先着順に係る使用許可申請は、抽選会の閉会後から受け付けるものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、抽選に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

第17条及び様式第5号中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第49号

池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立カルチャープラザ条例施行規則（平成21年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「開館時間」の次に「及び休館日」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 カルチャープラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 各月の第2火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時にカルチャープラザの開館時間及び休館日を変更することができる。
第7条を削る。

第8条の見出しを「（使用許可の申請）」に改め、同条第1項中「規定によりカルチャープラザを使用しよう」とを「許可（以下「使用許可」という。）を受けよう」とに改め、同条第2項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（抽選）

第8条 指定管理者は、抽選又は先着順により使用許可を行うものとする。

2 前項の抽選（以下この条において「抽選」という。）は、各月の初日（当該日がカルチャープラザの休館日に当たるときは、当該日後において当該日に最も近いカルチャープラザの休館日でない日（以下この項において「開館日」という。））（1月にあっては、当該月における第2日目の開館日）に開催する抽選会において、その属する月の3か月（多目的ホールにあっては、6か月）後の月におけるカルチャープラザの使用について行うものとする。

3 抽選に参加しようとするものは、その抽選に係る抽選会を開催する日の指定管理者が指定する時間に抽選会の会場において、前条の規定による申請（以下「使用許可申請」という。）をしなければならない。

4 抽選に係る使用許可申請は、1の抽選会において、1団体につき1日まで行うことができる。

5 抽選を引く順番は、他と競合する使用許可申請をしたものを市民等（市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。）と市民等以外に区分し、市民等から来場の先着順によるものとする。

6 先着順に係る使用許可申請は、抽選会の閉会後から受け付けるものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、抽選に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

第9条の見出し中「及び使用料の徴収」を削り、同条第1項中「前条に規定する申請があったときは、その内容を精査し、条例第

12条に規定する使用料を徴収の上を「使用許可をしたときは」に改め、同項中「いう。）を」の次に「その使用許可申請をしたものに」を加え、同条第2項中「使用の許可」を「前項の規定による交付」に改める。

様式第4号中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第50号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第5条の6第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」を「第5条の4第5項、第5条の5第2項、第5条の6第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改める。

第2条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和10年1月1日から施行する。

池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月2日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第51号

池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 池田市病児・病後児保育施設条例施行規則（平成28年池田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第5条の6第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」を「第5条の4第5項、第5条の5第2項、第5条の6第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改める。

第2条 池田市病児・病後児保育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考中「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第3項」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和10年1月1日から施行する。

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第52号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「第15条の9第1項及び附則第5条」を「附則第8条の3の3第1項から第3項まで」に改め、同項の表施行規則第15条の9第1項の項左欄中「第15条の9第1項」を「附則第8条の3の3第1項」に改め、同項中欄中「第446条第1項第2号」を「附則第30条第1項」に、「自動車検査証（以下この条及び第15条の11）」を「道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証（次項、第5項及び次条）」に改め、同項右欄中「自動車検査証（地方税法施行規則附則第5条第1項）」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（次項）」に改め、同表施行規則附則第5条第1項の項左欄中「附則第5条第1項」を「附則第8条の3の3第2項」に改め、同項中欄中「附則第12条の3第1項」を「附則第30条第1項」に、「自動車で」を「軽自動車で」に、「自動車に」を「軽自動車に」に改め、

「第9条の2第1項に規定する自動車検査証	自動車検査証
----------------------	--------

を削り、同表施行規則附則第5条第2項の項左欄中「附則第5条第2

項」を「附則第8条の3の3第3項」に改め、同項中欄中「附則第12条の3第1項」を「附則第30条第1項」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等以外用）」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同条第8項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（第13号様式）」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同条第9項中「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」を「軽自動車税減免事由消滅申告書」に改める。

様式一覧の表1の項中「第448条第2項」を「第446条第2項」に改め、同表12の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、「第463条の23」を「第456条」に改め、同表14の項中「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」を「軽自動車税減免事由消滅申告書」に改め、同表35の項中「軽自動車税（種別割）納税証明申請書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明申請書（継続検査用）」に改め、同表36の項中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改め、同表39の項中「第463条の24第2項」を「第457条第2項」に改める。

第3号様式中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改め、「※ 小切手等使用の場合は、その証券の支払のあるまで、あなたの納税義務は完了しません。」を削る。

第12号様式（その1）及び第12号様式（その2）中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第14号様式中「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」を「軽自動車税減免事由消滅申告書」に改める。

第23号様式中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

第24号様式（その6）及び第24号様式（その7）を次のように改める。

（様式 略）

第35号様式中「軽自動車税（種別割）納税証明申請書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明申請書（継続検査用）」に改める。

第36号様式（その1）及び第36号様式（その2）中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

第39号様式及び第39—2号様式中「第463条の24第2項」を「第457条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類として使用することができる。

池田駅南広場指定管理者選定・評価委員会規則をここに公布する。

令和8年6月17日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第53号

池田駅南広場指定管理者選定・評価委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第15条の規定に基づき、池田駅南広場指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、池田駅南広場（池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第33号）第2条に規定する池田駅南広場をいう。）の指定管理者の選定及び評価に関することとする。

（組織等）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人とし、そのうち3人以上を学識経験者及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業に関し識見を有する者で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合(第4条第3項の規定により会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する場合を除く。)における会議は、市長が招集する。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第54号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年池田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

(池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成6年池田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第55号

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請に関する細則の一部を改正する規則

池田市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請に関する細則(平成21年池田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「第31条」を「第32条」に改める。

第2条第1項中「府条例第31条」を「府条例第32条」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定申請書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による特別特定建築物認定申請書」に改め、同条第4項中「第31条第1項」を「第32条第1項」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による特別特定建築物認定通知書」に、「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物不認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による特別特定建築物不認定通知書」に改める。

様式第1号中「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定申請書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による特別特定建築物認定申請書」に、「第31条第1項」を「第32条第1項」に改める。
第2項

様式第2号中「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例

第32条の規定による特別特定建築物認定通知書」に、「第31条の規定による認定申請」を「第32条の規定による認定申請」に、「府条例第31条」を「府条例第32条」に改める。

様式第3号中「大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による特別特定建築物不認定通知書」を「大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による特別特定建築物不認定通知書」に、「第31条の規定による認定」を「第32条の規定による認定」に、「府条例第31条」を「府条例第32条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市官民連携まちなか広場条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年6月26日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第56号

池田市官民連携まちなか広場条例の一部の施行期日を定める規則

池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和9年6月1日とする。

池田市官民連携まちなか広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第57号

池田市官民連携まちなか広場条例施行規則の一部を改正する規則

池田市官民連携まちなか広場条例施行規則（令和7年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「2週間前」を「1週間前」に改める。

別図を次のように改める。

（別図 略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第58号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第18条第1項の許可（以下「許可」という。）の申請を行う予定がある等やむを得ない事情がある場合は第1号、」を削り、「第7号」を「第6号」に、「第4号から第6号」を「第3号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件」を「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第14条第1項第1号の表配置図の部明示すべき事項の欄中「における」の次に「法第18条第1項の規定による」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則（平成18年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第6号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第17号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた指定療養介護医療等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の4第1項第2号に規定する指定療養介護医療等をいう。以下同じ。）及び指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）に係る申請については、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第1号、様式第6号又は様式第17号に規定する様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式第1号、様式第6号又は様式第17号に規定する様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間それぞれ新様式による書類として使用することができる。

4 施行日前に行われた指定療養介護医療等及び指定自立支援医療に係る申請については、旧様式は、なおその効力を有する。

池田市地域会館指定管理者選定・評価委員会規則をここに公布する。

令和8年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第60号

池田市地域会館指定管理者選定・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第15条の規定に基づき、池田市地域会館指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 池田市地域会館条例（令和8年池田市条例第23号）第2条に規定する会館（次号において「会館」という。）のうち池田市立池田駅前北会館及び池田市立池田駅前南会館の指定管理者の選定及び評価に関すること。

(2) 池田市立池田駅前北会館、池田市立桃園南会館、池田市立池田駅前南会館及び池田市立協塚会館を除く会館の指定管理者の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、その半数以上を学識経験者等外部委員で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部地域未来課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

市 議 会

池田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年5月18日

池田市議会議長 西 垣 智

池田市議会規程第3号

池田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

池田市議会委員会傍聴規程（平成8年池田市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加える。

第2条の見出し中「数」を「定員」に改め、同条中「傍聴人」の次に「（池田市議会議員及び報道関係者を除く。）」を加え、「数」を「定員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、委員長が別に定員を定めることができる。

第3条第1項中「委員会を」を「会議を」に、「報道関係者」を「池田市議会議員及び報道関係者」に改め、「除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「委員会傍聴申込書」を「委員会傍聴人受付票（様式第1号）」に、「申し込まなければ」を「申し込み、許可を受けなければ」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 会議を傍聴しようとする者が団体の場合であつて、かつ、委員長が傍聴人の整理のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、団体の代表者又は責任者（以下「代表者等」という。）に対し、委員会傍聴人受付票（団体用）（様式第2号）に次に掲げる事項を記入させ、かつ、当該団体の代表者等以外の傍聴しようとする者の氏名を記載した名簿の提出を求めることによって、これに代えることができる。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の人数
- (3) 代表者等の住所
- (4) 代表者等の氏名

- 3 委員長は、前2項の規定による申込みを受けたときは、特別の事情のない限り、前条第1項に規定する傍聴人の定員の範囲内で、傍聴の許可をするものとし、当該定員を超える場合にあっては、抽選により決定するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する傍聴人の定員を超えて傍聴させる必要がある場合その他の委員長が必要と認めた場合は、委員長の定める方法により、傍聴をさせることができる。

第3条に次の1項を加える。

- 5 報道関係者は、会議を傍聴しようとするときは、議会事務局で委員会報道関係者受付票（様式第3号）に社名、氏名及び写真の撮影、録音、録画、放送等の実施の有無について記入し、申し込み、許可を受けなければならない。

第4条の見出しを「（委員会傍聴許可証の交付）」に改め、同条第2項中「傍聴を」を「委員会傍聴許可証の交付を受けた者は、傍聴を」に、「委員会傍聴許可証を」を「当該許可証を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「当日」を「当該許可証に記載された日」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員長は、前条の規定による許可を受けた者に対し、所定の場所で委員会傍聴許可証を交付する。

第5条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室（委員会が議場で行われる場合においては、議場。以下同じ。）にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 委員長は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員に、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 委員長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条を第10条とする。

第6条の見出しを「（退場命令）」に改め、同条中「傍聴人」を「池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）第15条第2項の規定により、委員長が傍聴人の退場を命ずることができる場合は、傍聴人」に、「委員会」を「委員会室」に、「ときは、委員長は、これを退場させることができる」を「場合とする」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室にいる者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと（特に委員長の許可を得た者が行う場合を除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会室の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき又は傍聴を禁止されたときは、直ちに退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

附則の次に次の3様式を加える。

（様式 略）

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月23日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「債権回収センター所長、広報報道監、危機管理監、総括調整監、検査監、ダイバーシティ推進監、地域政策推進監」を「総括調整監、広報報道監、危機管理監、地域政策推進監、検査監、ダイバーシティ推進監」に、「財政課において財政を担当する者、法制課において法制を担当する者、総務課において総務を担当する者、秘書課において秘書を担当する者並びに人事課において人事、給与及び職員を担当する者」を「秘書広報課において秘書を担当する者、人事課において人事、給与及び職員を担当する者、法制課において法制を担当する者、総務課において総務を担当する者並びに財政課において財政を担当する者」に改める。

別表農業委員会事務局の項の次に次のように加える。

業務センター	所長
クリーンセンター	所長

別表中休日急病診療所の項を削る。

別表中「

やまばと学園	園長
業務センター	所長
クリーンセンター	所長

」を「

やまばと学園	園長
--------	----

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

教育委員会

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

池田市教育委員会教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第13号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第20条第2項中「第15条第3項の」を「第15条第4項に規定する同条第1項各号に掲げる事項を記載した」に、「意見の聴取公示通知書」を「意見の聴取通知書によるものとし、同条第4項に規定する公示事項（次項において「公示事項」という。）が記載された書面は、意見の聴取公示送達書」に、「により行う」を「による」に改め、同条に次の1項を加える。

3 準用行政手続条例第15条第4項（準用行政手続条例第22条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、退職手当管理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

様式第14号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

池田市教育委員会教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第14号

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（令和3年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3職務に関し、証人、鑑定人及び参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出る場合の項中「職務に関し」を「職員が裁判員」に、「及び参考人」を「参考人、被害者参加人等」に、「その他の」を「その他」に改め、同表職員が裁判員として裁判所へ出る場合の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。